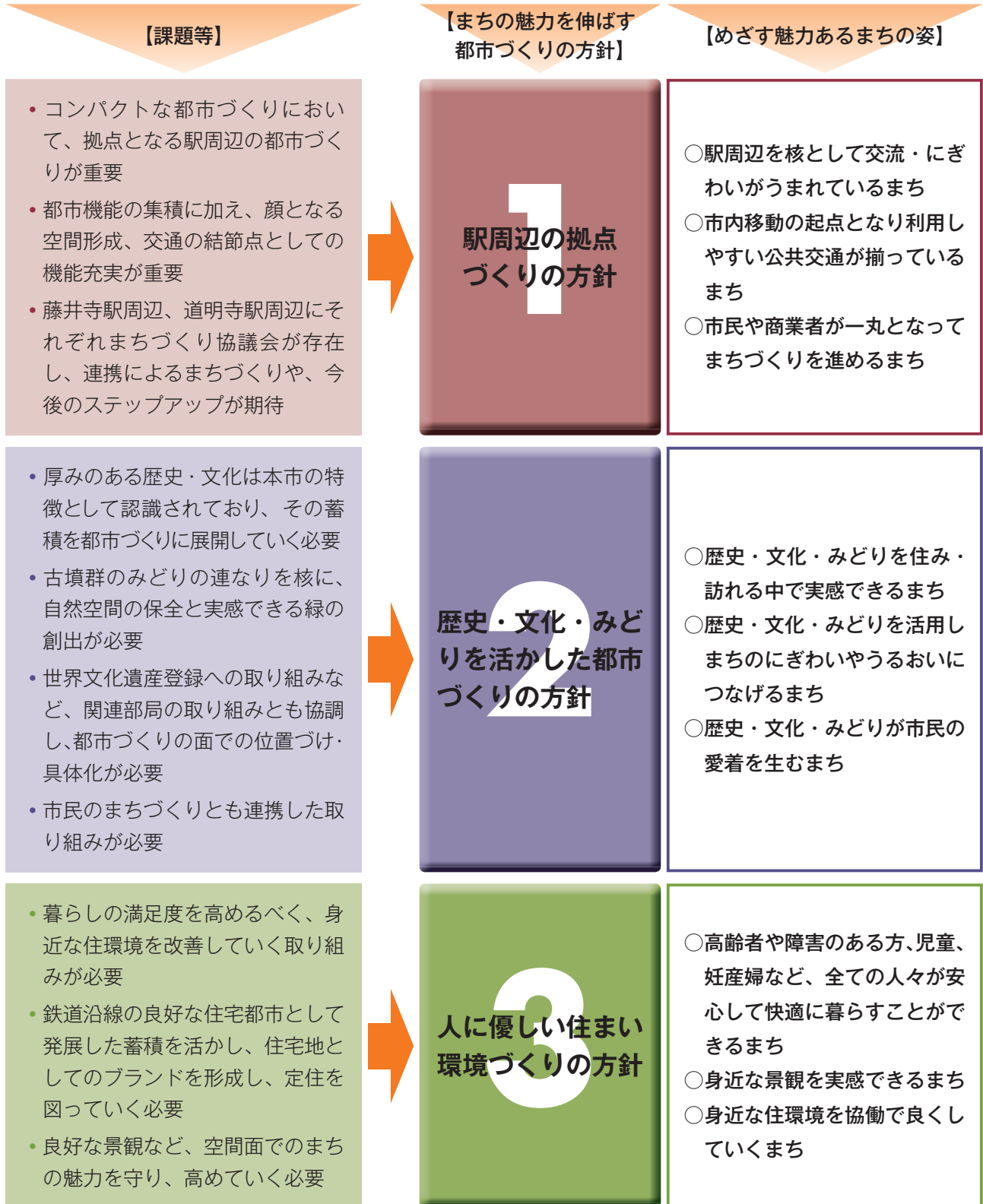




本市の定住や交流等を育むまちの魅力を伸ばしていくための都市づくりの方針について、分野横断的に記載します。

本市の都市づくりの状況や課題、今後の方向性を踏まえ、まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針として、以下の3つを設定します。

■ まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針の柱立て



1. 駅周辺の拠点づくりの方針

1 めざす将来のイメージ

市民や来訪者を迎える藤井寺の表玄関として、人が集まる魅力アップ

- 市民に加え、市外の人にも訪れたいくなる、駅周辺を核として交流・にぎわいがうまれているまち
- 市内移動の起点となり利用しやすい公共交通が揃っているまち
- 市民や商業者が一丸となってまちづくりを進めるまち



2 都市づくりの方針

①さまざまな機能がコンパクトに集積した複合拠点づくり

市域がコンパクトな中での拠点として、商業、業務、医療、福祉、公共公益など生活に必要な機能を複合的に集積させ、市民が暮らしの中で行きたくなる、来訪者が訪れたいくなるような魅力ある拠点づくりを進めます。

- 藤井寺駅周辺においては、本市の西の都市拠点として、既存の商業・業務機能に加え、広域商業機能の誘導を進めます。また一体的な商業機能の集積に努めるとともに、業務、医療、福祉、公共公益施設等とあわせて歩ける範囲にさまざまな機能が揃った複合機能が集積する拠点形成を検討します。
- 土師ノ里駅周辺・道明寺駅周辺においては、本市の東の都市拠点として地域住民の生活を支える商業・業務機能や公共公益機能等を維持し、歩ける範囲での暮らしを支える機能の集積拠点形成を検討します。

②交通の結節点として利便性の高い拠点づくり

鉄道駅を起点としてバス・タクシーなど市内への交通手段がスタートします。駅周辺のさまざまな交通手段の乗り換え等の利便性を高め、便利に移動できる拠点づくりを進めます。

- 藤井寺駅周辺においては、駅南側の交通問題の解消に向け、府道及び交通広場のあり方の検討を進めます。あわせて、本市の交通の起点として、各種交通手段の乗換等がスムーズに行えるような交通結節点としての情報やサイン等の整備に努めます。
- 土師ノ里駅周辺においては、隣接する駐輪場とも連携しながら、古墳めぐりの玄関口として回遊行動を促すための情報やサイン等の整備に努めます。
- 道明寺駅周辺においては、交通広場等のあり方について検討していきます。
- 今後想定される観光客等の増加にも対応でき、歩いて楽しい観光が実現できるよう、駅や周辺施設での分かりやすい表示や多言語化等情報発信や伝達の仕組みを検討します。

③本市の玄関口として、歴史文化資産とを結ぶ顔づくり

豊かな文化財を有する寺社、古市古墳群の保全など世界文化遺産登録に向けた動きにあわせ、駅周辺においても、それらへと導く顔となる空間形成や景観づくりなどを進めます。

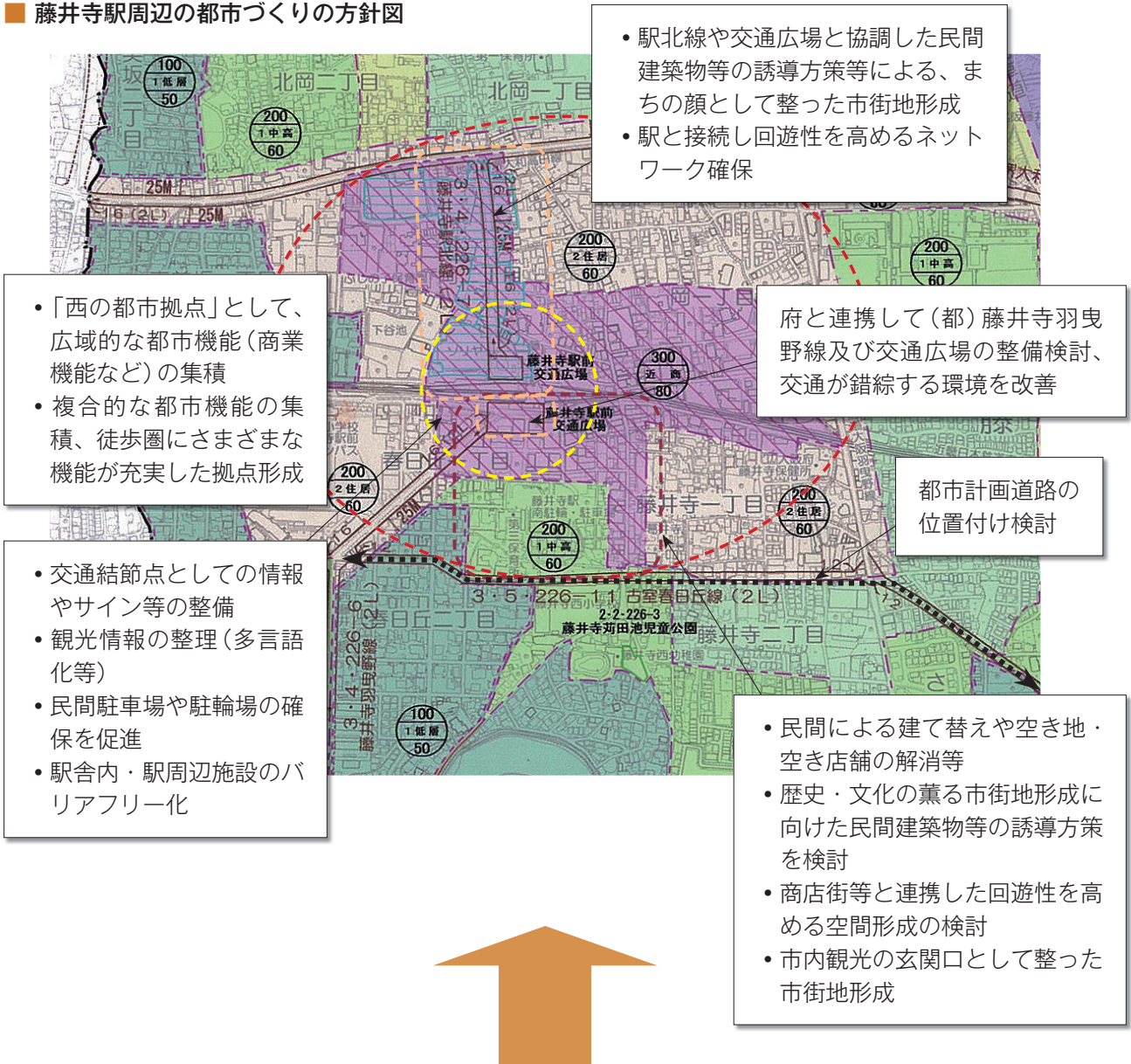
- 藤井寺駅北側の藤井寺駅北線沿道においては、地域の事業者等とも連携し、建築物や屋外広告物の誘導に加え、魅力的なディスプレイの創出等による通りの空間形成に努めます。
- 藤井寺駅南側においては、交通広場のあり方とあわせて魅力的な駅前空間のあり方についても検討を行い、建築物の建て替え等とあわせて誘導を図るとともに、歴史文化資産等と調和しながらもにぎわいを創出する景観形成のルール等も検討を行います。加えて、建築物が密集しているエリアにおいては、民間による建て替えや空き地・空き店舗の解消等を誘導しつつ、歴史・文化を感じられるまちなみ形成等に努めます。



④協議会等との協働による魅力づくり

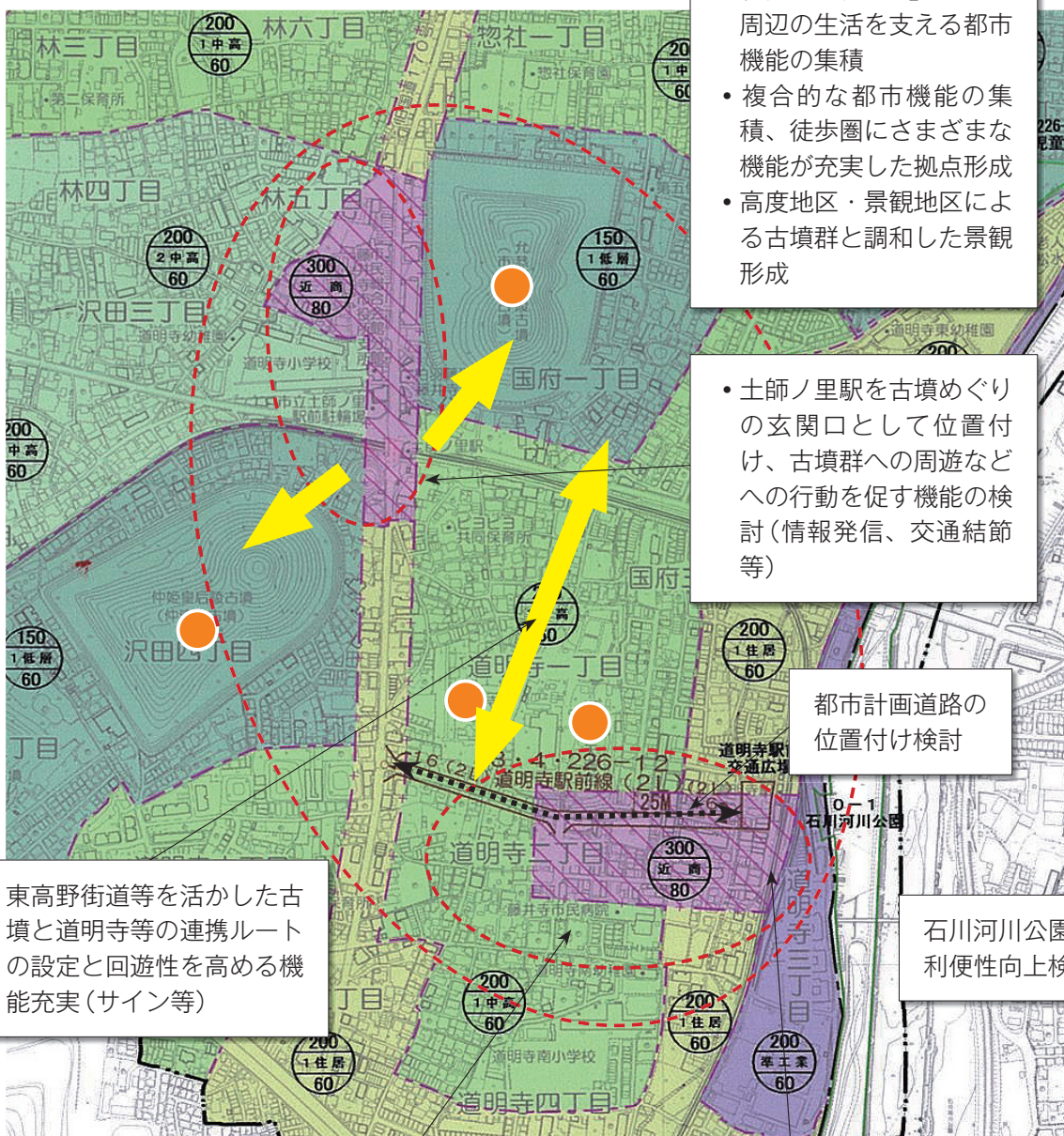
藤井寺駅周辺、道明寺駅周辺でそれぞれ活動を展開しているまちづくり協議会と連携、協調したまちづくりを進め、協働による地域の魅力向上を図ります。

■ 藤井寺駅周辺の都市づくりの方針図



藤井寺駅周辺まちづくり協議会と連携した取り組み
 （各種ソフトの取り組み・商店街活性化策との連携／エリアマネジメントなど）

■ 土師ノ里駅周辺・道明寺駅周辺の都市づくりの方針図



- 「東の都市拠点」として、周辺の生活を支える都市機能の集積
- 複合的な都市機能の集積、徒歩圏にさまざまな機能が充実した拠点形成
- 高度地区・景観地区による古墳群と調和した景観形成

- 土師ノ里駅を古墳めぐりの玄関口として位置付け、古墳群への周遊などへの行動を促す機能の検討 (情報発信、交通結節等)

都市計画道路の位置付け検討

石川河川公園の利便性向上検討

- 東高野街道等を活かした古墳と道明寺等の連携ルートの設定と回遊性を高める機能充実 (サイン等)

- 歴史・文化の薫る市街地形成に向けた民間建築物等の誘導方策を検討
- 商店街等と連携した回遊性を高める空間形成の検討
- 駅から商店街～道明寺方面のバリアフリー化

- 道明寺駅を歴史観光の東の玄関口として位置付け、道明寺や周辺の回遊を促す空間づくりの検討
- 駅周辺の交通結節機能の改善検討

道明寺まちづくり協議会と連携した取り組み
(各種ソフトの取り組み・商店街活性化策との連携/将来構想づくりなど)

2. 歴史・文化・みどりを活かした都市づくりの方針

1 めざす将来のイメージ

歴史・文化・みどりを暮らしの中で実感できる魅力アップ

- 歴史・文化・みどりを住み・訪れる中で実感できるまち
- 歴史・文化・みどりを活用しまちのにぎわいやうるおいにつなげるまち
- 歴史・文化・みどりが市民の愛着を生むまち





2 都市づくりの方針

① 歴史・文化を重視した市街地の誘導(面)

本市独自の歴史文化資産を都市づくりに活かして行くため、古市古墳群の世界文化遺産登録の動きとも連携しながら、重点的に市街地形成を図るべき場所での誘導の考え方を明確にします。

- 古市古墳群景観形成地区の範囲を中心に、古墳群や寺社などの歴史文化資産の連なりが感じられるように取り組みます。
- 古市古墳群景観形成地区においては歴史・文化に配慮した都市づくりを推進し、景観地区による建築物・工作物の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の誘導や公共施設の景観配慮等、古墳群等と調和した景観形成を図ります。あわせて、散策を楽しめるルートやサイン、スポットの整備等、線・点による取り組みを展開します。

② 点在する歴史文化資産や緑を結ぶ回遊ルートの形成(線)

古墳の周遊路に加えて、旧街道と歴史文化資産等と接続した回遊ルートやその整備の方向性、ならびにその具体化に向けた検討を行います。

また、古墳群の緑が連なる地形的な特性を活かし、緑も地域の歴史・文化を実感できる資源として捉え、回遊ルートや沿道の住宅地等における緑陰等や多様な緑の連なりを実感できるように取り組みます。

- 古墳群や寺社仏閣等の歴史文化資産をつなぐ散策ルートの検討とともに、その整備や活用方策について検討を行います。

③ 駅周辺の整備、視点場の整備や、点在する歴史文化資産・みどり資源の保全・活用(点)

駅周辺を古墳群めぐり等の歴史観光に向けた玄関口として位置付け、歴史・文化・みどりを意識した整備等を図るとともに、スポットとして古墳を望むことができる視点場の整備や、その他に点在する歴史文化資産の保全・活用を進めます。

- 藤井寺駅周辺は、葛井寺・辛國神社への来訪の玄関口として、土師ノ里駅は、古市古墳群への来訪の玄関口として、道明寺駅は道明寺・道明寺天満宮への来訪の玄関口として、それぞれ位置づけを図り、歴史文化資産の特性やまちの特性に応じた整備、誘導に努めます。
- 古市古墳群をより実感できるための視点場を散策ルートの中において位置づけ、各種施策等を活用した整備等を検討します。
- 戸建て住宅地における生垣の形成や、昔からの集落における古木の保全など、地域の特性に合わせた緑の創出に努めます。

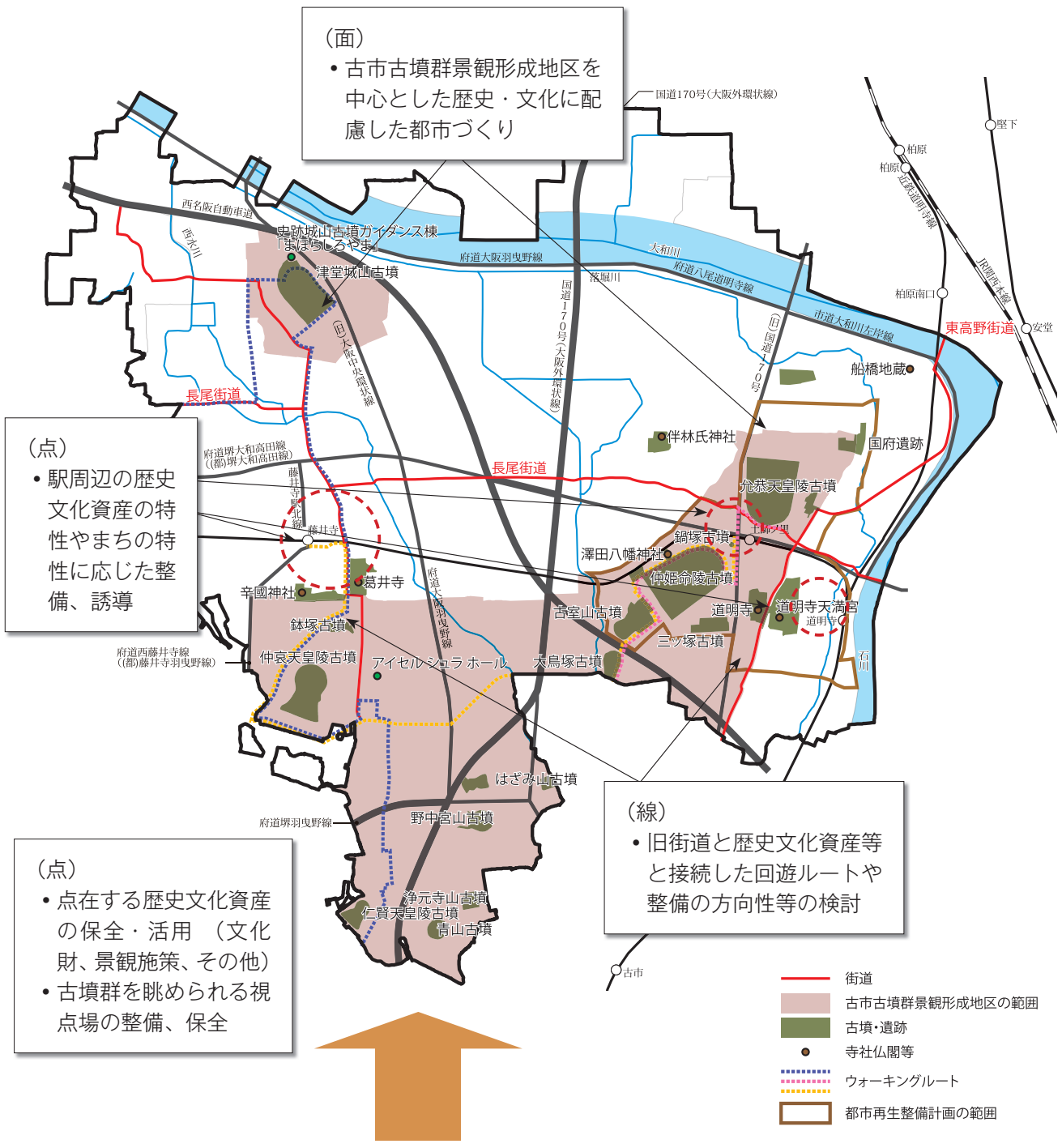
④ 地域等と協働した歴史・文化・みどりによる魅力づくり

歴史文化資産やみどり資源の保全・活用を図るまちづくり団体や、古墳の周辺あるいは回遊ルートの沿道の地域住民等との連携、協働による魅力ある地域づくりを進めます。

また、公園・緑地等の緑とあわせて、寺社・仏閣や古墳、農地、ため池など身近なみどり・水資源にも着目し、市民等との協働により維持、保全、活用を図ることで、地域のうるおい等の魅力づくりを図ります。

- 全市のまちづくりにおいては、ボランティア団体・まちづくり団体等と連携を図り、世界文化遺産登録に向けた取り組みとも連携しながら、ボランティアによるまちの案内や魅力ある歴史文化資産やスポットの発見・発掘等に取り組み、市民の気運醸成を図ります。
- 駅周辺のまちづくりにおいては、協議会といった地元商店主等によるまちづくり組織と連携を図り、歴史文化資産の発信とともに、歴史性を意識した景観の整備・誘導、地域のにぎわいづくり、安全・安心のまちづくり等に協働で取り組みます。
- 基盤となる公園・緑地とともに、寺社・仏閣や古墳、農地など、身近なオープンスペースを活用する検討を行います。
- 身近な公園・緑地をわがまちの資源として認識し、地域住民との協働で維持管理する仕組みづくりの検討を行います。
- その他、学校教育やコミュニティ活動における歴史文化資産の活用、身近なみどりや環境、生物多様性等について学ぶ環境学習等の取り組みなど、さまざまな場面で本市の歴史・文化・みどりを意識できる取り組みを進め、まちの愛着につながるまちづくりを進めます。

■ 歴史・文化に着目した都市づくりの方針



(面)
 ・古市古墳群景観形成地区を中心とした歴史・文化に配慮した都市づくり

(点)
 ・駅周辺の歴史文化資産の特性やまちの特性に応じた整備、誘導

(点)
 ・点在する歴史文化資産の保全・活用（文化財、景観施策、その他）
 ・古墳群を眺められる視点場の整備、保全

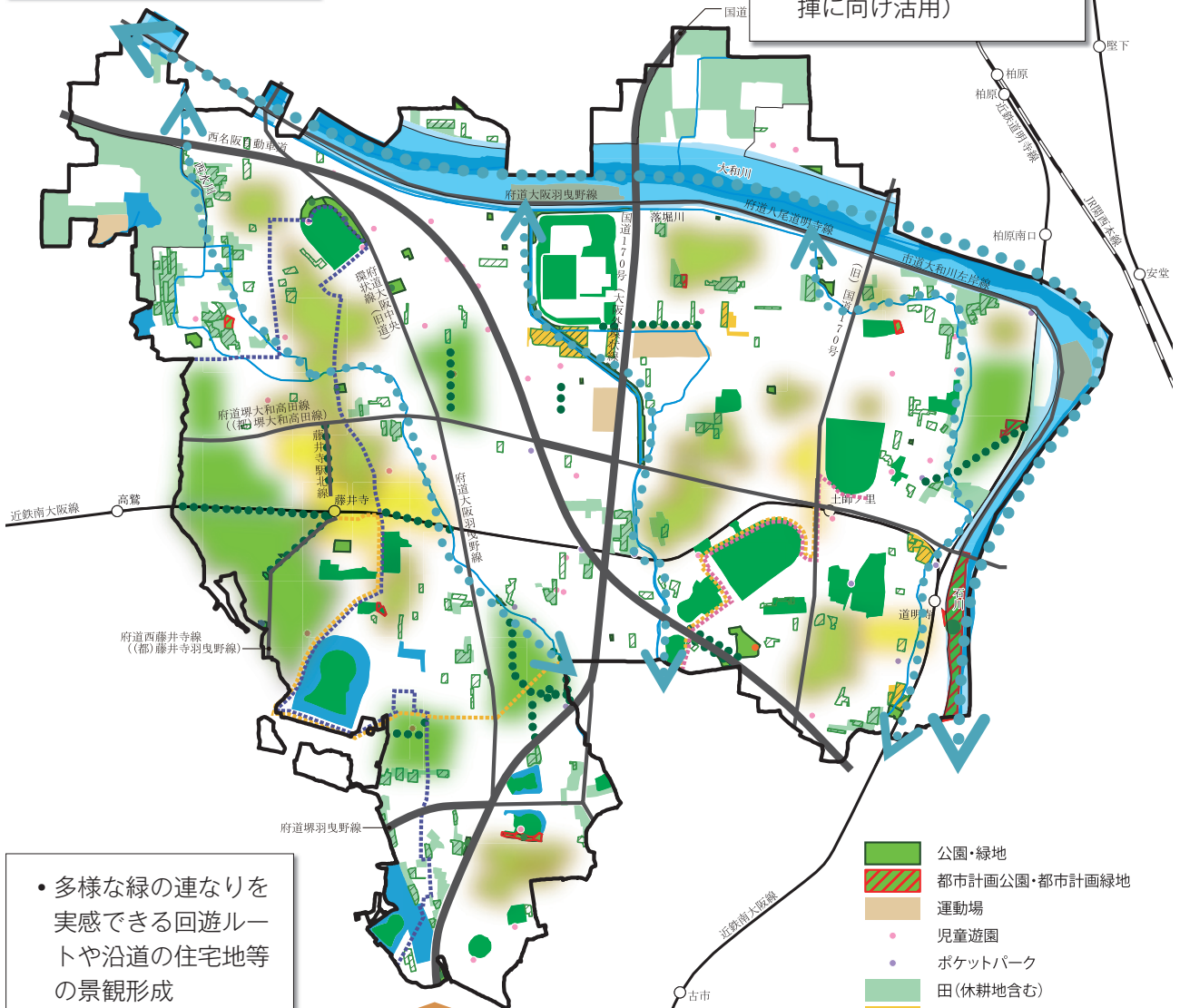
(線)
 ・旧街道と歴史文化資産等と接続した回遊ルートや整備の方向性等の検討

まちづくり団体、地域住民と連携した取り組み
 (各種ソフトの取り組み/古墳近傍でのまちづくりなど)

■ みどりに着目した都市づくりの方針図

- 骨格となる道路や河川等の緑の形成
- 地域の特性に合わせた緑の創出

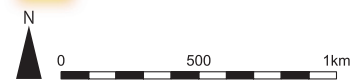
- 公園の整備と維持管理
- 身近な寺社、古墳、樹林地、ため池などの保全
- 市街化区域内農地の保全（防災等多面的機能の発揮に向け活用）



- 多様な緑の連なりを実感できる回遊ルートや沿道の住宅地等の景観形成

- 公園・緑地
- 都市計画公園・都市計画緑地
- 運動場
- 児童遊園
- ポケットパーク
- 田(休耕地含む)
- 畑
- 生産緑地
- 社寺敷地・公開庭園
- 水面
- 低湿地・荒蕪地
- 街路樹植栽区間
- ウォーキングルート
- 昔からの集落のみどり
- 計画的な住宅地のみどり
- 商業地のみどり

地域住民と連携した取り組み
 (公園・緑地の活用/身近なみどりの活用/環境学習の空間としての活用)



3. 人に優しい住まい環境づくりの方針

1 めざす将来のイメージ

身近な環境に目を向け、人に優しいまちとして少しずつ良くしていく
取り組みで、住みたい、住み続けたい魅力アップ

- 高齢者や障害のある方、児童、妊産婦など、全ての人々が安心して快適に暮らすことができるまち
- 身近なみどりや景観を実感できるまち
- 身近な住環境を協働で良くしていくまち



2 都市づくりの方針

①安全・安心な住環境づくりに向けた計画的な整備等の促進

安全・安心な住環境づくりに向け、身近な住環境を改善するための道路整備や危険箇所の改善などに計画的に取り組めます。

- 道路整備においては、優先度の考え方を整理のうえ、防災上対策が必要な箇所といった必要性が高いところから順次生活道路の整備、安全の確保や危険箇所の改善などに取り組めます。
- 行政による整備事業とあわせて、市民や民間事業者の協力のもとに道路後退を促進し、狭あい道路の解消に努めます。
- 災害に強い住環境づくりとして、延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の確保、火災などの災害から避難できる避難場所や備蓄倉庫の確保、避難場所となる公共施設の耐震化、民間建築物の不燃化・耐震化を進めます。
- 市民と行政の協働のもと、日常的な防災活動(防災訓練など)の実施などを通じて、自主防災意識の醸成を図ります。

②福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害のある方、児童、妊産婦など、全ての人々が安心して快適に暮らすことができる福祉のまちづくりに取り組めます。

物理的な障害をなくすバリアフリー化に加えて、さまざまな人々にとって親しみやすく使いやすいユニバーサルデザインへと概念を広げながら、都市空間の整備・改善にこれらの考え方を反映します。

- 高齢者や障害のある方にとっても優しい空間づくりに向け、建築物や道路、駅周辺等の公共空間におけるバリアフリー化を推進します。
- 特に、駅周辺については、主に人が多く利用する場所を中心に事業者やまちづくり団体等と連携しながら、高齢者や障害のある方、児童等に加え、観光客といった来街者等にとっても使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方に即した整備方策等の方針検討を進めます。
- 地域のコミュニティに加え、地域の福祉・医療体制とも連携しながら、わがまちの環境改善や安全・安心の環境づくりに協働で取り組めます。

③魅力ある市街地景観(住宅地など)や道路景観の創出、育成

前述した歴史・文化の景観形成に加えて、住宅地などの市街地景観、道路景観などにおいても、個性とうるおいある景観形成を図り、地域の魅力づくりへとつなげていきます。

- 住宅地などの市街地景観や道路景観など地域の特性に応じた景観形成を図ります。具体的には、道路景観の形成や整備方針を示し、景観計画に基づく景観形成促進区域の指定と建築物・工作物等の景観誘導やガイドライン等による公共施設の景観誘導を図ります。
- 沿道景観の美化・清掃活動に地域と協力し取り組むアドプトプログラム^{*}の実施を支援します。

^{*}アドプトプログラム：市民が身近な道路・河川・海岸などに愛着を持ち、施設の美化活動に取り組んでいく活動を支援するプログラム。



④ 良好な住環境づくりの推進

良好な住環境づくりのため、今後増加が懸念される空き家対策や定住の受け皿となる住まいの整備などに取り組めます。

- 今後増加が懸念される空き家について、実態調査を実施するとともに、国の施策に基づき、危険家屋等に対する対策や、空き家の活用方法をまとめた「空家等対策計画」を策定します。
- 住宅施策について計画的に進めていくためのマスタープラン(住生活基本計画)を策定します。